



「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター
中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務（IT セキュリティ分野）および
制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」
に係る事前確認公募

公 募 要 領

2019 年 6 月 6 日

独立行政法人 情報処理推進機構

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」について、下記の内容で事前確認公募を実施いたします。

事前確認公募の結果、応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、現在予定している者との契約手続に移行します。

なお、参加意思確認書等を受理した際は、契約予定者と当該応募者との間の競争手続に移行します。応募者は、参加意思確認書等を提出した場合、辞退することはできません。

記

1. 契約の概要

(1) 名称

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」に係る事前確認公募

(2) 契約期間

2019年7月1日(月)より2020年6月30日(火)

(3) 概要

「産業サイバーセキュリティセンター」の教育プログラム設計業務の一環として、当該業務の中核人材育成プログラムのITセキュリティ分野における講習等の実施・検証を実施する。本委託業務では、ITセキュリティ分野における中核人材育成事例・最先端事例の調査業務、調査結果の中核人材育成プログラムのカリキュラムへの反映およびそれらカリキュラムに沿った講習及び演習の実施・検証業務となる。

また、制御システムに係る日米演習を設計し、ASEAN諸国等から招聘するセキュリティ人材に対して演習を実施する。

具体的な業務の内容については、別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

2. 応募要件

- (1) 応募者は、法人格を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 令和1・2・3年度(平成31・32・33年度)競争参加資格(全省庁統一資格)を有する者であること。
- (5) 各省各庁及び政府関係法人等から取引停止又は指名停止等を受けていない者(理事長が特に認める場合を含む。)であること。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 暴力団排除に関する誓約事項(別記)について、誓約する者であること。
- (8) 守秘性に関する要件
本委託業務の履行に関して、秘匿性の高い情報を適切に管理できること。
- (9) 業務実施体制及びスキルに関する要件

別紙「事業内容（仕様書）」参照のこと。

3. 手続き等

(1) 担当部署

応募（提出）先及び問合せ先

独立行政法人情報処理推進機構

産業サイバーセキュリティセンター事業部人材育成グループ 担当：佐藤、川又

電話番号：03-5978-7554

E-mail: coe-kobo-j@ipa.go.jp

住所：〒113-6591 文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 17 階

※ 応募に関する問合せの受付は、E-mail のみとします。

※ 受付時間 10:00～17:00（12:30～13:30 は除く）月～金曜日（祝・休日を除く）

(2) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たし、業務への参加を希望する場合、参加意思確認書等（下記提出書類一式）を提出していただくこととなります。

なお、要件を満たしていない参加意思確認書等は受領できませんので、提出前に電話、E-mail 又は直接訪問にて上記(1)担当部署に要件を満たしていることの確認を必ず行ってください。

期限：2019年6月17日（月）12時00分

場所：「3. 手続き等」(1)に同じ

方法：持参、郵送（書留郵便に限る。）

【提出書類】

- ① 参加意思確認書（様式 1）
- ② 「1. 契約の概要」及び別紙「事業内容（仕様書）」に記載の業務の提供が可能であり、かつ「2. 応募要件」に記載の要件を満たすことが可能であることを証する書面（様式自由）
- ③ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し
- ④ 委任状（必要な場合）
- ⑤ 会社概要（様式 2）

4. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 競争手続きに移行した場合、その旨後日通知する。
- (3) 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (4) 契約に係る情報については、当機構のウェブサイトにて公表^(注)するものとする。
- (5) 契約条項については、（参考）契約書(案)を参照のこと。なお、契約条項については契約締結時に調整する場合がある。

(注)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成22年12月7日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとします。所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) 実施時期

平成23年7月1日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成23年7月1日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

(別記)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、参加意思確認書の提出をもって誓約します。

【様式1】

年 月 日

参加意思確認書

独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫 殿

提出者 〒
住所
団体名
代表者役職氏名
担当者所属役職氏名
連絡先 メールアドレス
TEL
FAX

印

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」に係る事前確認公募において、応募要件を満たしており、業務への参加を希望しますので参加意思確認書を提出します。

記

1 会社概要

※会社概要について記載すること(パンフレット等で代用できる場合は、パンフレットを添付すること)
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

2 応募要件

※応募要件を満たしている状況等について記載すること
サイズ:A4縦、記載しきれない場合は、別紙添付でも可。

会社概要 (1/2)

会社名					
代表者氏名		URL			
本社住所	〒				
設立年月	西暦	年	月	主取引銀行	
資本金	百万円		資本系列		
従業員数	人		加盟協会		
会社の沿革：					
.....					
.....					
.....					
主要役員 (非常勤は役職 の前に○印を記す)	氏名	年齢	役職名	担当部門	学歴・略歴
		才			
		才			
		才			
		才			
		才			
主要株主	株主名		持株数	構成比 (%)	貴社との関係
				%	
				%	
				%	
				%	
				%	
関連企業			主要外注先又は仕入先		

会社概要 (2/2)

会社概要に関する担当者連絡先	所在地 〒			
	所属・氏名	TEL :		
		FAX :		
		E-mail :		
業 績	期 項目	前々期 (確定) / ~ /	前 期 (確定) / ~ /	今 期 (見込み) / ~ /
	売上高	百万円	百万円	百万円
	営業利益	百万円	百万円	百万円
	経常利益	百万円	百万円	百万円
	資本勘定	百万円	百万円	百万円
	当期未処分利益	百万円	百万円	百万円
	借入残高 (社債、割手含む)	百万円	百万円	百万円
	定期預金残高	百万円	百万円	百万円
主要取引先とその売上高	主要取引先		直近決算時点における売上高	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
			百万円	
借入金、社債等の元本返済・利払いの遅延の有無		有・無	税金支払い遅滞の有無	
			有・無	

事業内容（仕様書）

1. 件名

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（IT セキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」

2. 背景・目的

近年、企業や個人の情報を狙ったサイバー攻撃にとどまらず、プラントやインフラの停止を狙い、制御システムまで含めた社会システム全体を標的とするサイバー攻撃のリスクが高まっている。このため、国家として安全・安心な社会を築くために、特に、重要インフラや経済・社会の基盤を支える事業者と国が連携し対策に取り組む必要がある。

プラントやインフラがサイバー攻撃を受けた場合には、それがどのような攻撃であるか把握し、迅速に対処することが重要であるとともに、事業継続性の観点から、サイバー攻撃に備えた準備、復旧計画等について、実践的かつ効果的に学ぶ必要がある。

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、2017 年に「産業サイバーセキュリティセンター」を設立し、サイバーセキュリティの最新の技術・ノウハウを学ぶ座学とともに、実践的な模擬攻撃を通じた対策立案までを行い、効果的な防御戦略を構築できる人材を育成するとともに、他業界のサイバーセキュリティ責任者や専門家、国内外での人脉を形成することにより、総合的なサイバーセキュリティ戦略立案を担う中核人材の育成を推進する人材育成プログラム（以下「中核人材育成プログラム」という。）を実施している。

中核人材育成プログラムは、以下のコースから構成される。

- ・ 7 月初旬頃～9 月末頃の 3 ヶ月間で IT セキュリティ基礎（情報システム基礎・情報システムセキュリティ基礎）と OT セキュリティ基礎（制御システム基礎・制御システムセキュリティ基礎・安全制御基礎）を学習するプライマリーコース
- ・ 10 月初旬頃～翌年 1 月末頃の 4 ヶ月間で制御システムセキュリティ・IT セキュリティ・BCP 等を演習を通じて網羅的に習得するベーシックコース
- ・ 2 月初旬頃～4 月末頃の 3 ヶ月間でベーシックコースよりも更に実践的な演習を実施し、更なる知見の向上を目指すアドバンスコース
- ・ 5 月初旬頃～6 月中旬頃までの期間で、受講生が 10 ヶ月間に習得した知識や経験を活かし、個人もしくはグループでテーマを企画立案して実施する卒業プロジェクト

2019年度						2020年度					
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
プライマリー			ベーシック			アドバンス			卒業PJ		

また、多くの日本企業がサプライチェーンを共有する ASEAN 諸国他についても、連携してサイバーセキュリティ対応能力を向上させる必要がある。IPA 産業サイバーセキュリティセンターでは、2018 年度に米国・国土安全保障省(DHS)及びNCCIC ICS(National Cybersecurity and Communications Integration Center Industrial Control System) から専門家を招聘し、「ASEAN 等向け日米サイバー共同演習」を開催し、継続して実施する。

本件では以下 2 つの業務を実施する。

- (1) 本件は、2019 年 7 月から開始する 2019 年度中核人材育成プログラムの IT セキュリティ分野のプライマリーコース・ベーシックコース・アドバンスコースの講習および演習（以下「演習等」という。）を実施するための調査、調査結果の各コースカリキュラムへの反映および実施・検証を行う業務である。また、アドバンスコース期間終了後から始まる受講生卒業プロジェクトへの助言・指導を実施する業務およびそれら調査およびカリキュラム反映、実施・検証、助言指導の結果を実施報告書として取りまとめる業務

となる。

なお、受講生はアドバンスコース期間中から卒業プロジェクトテーマの企画・立案および調査・制作に着手する。そのため、卒業プロジェクトのテーマ指導・助言はアドバンスコース期間および卒業プロジェクト期間を通じた対応となる。

- (2) 2019年9月に、経済産業省と共同で実施する「制御システムに係る日米演習」(以下「日米演習」という。)を設計し、演習を行う。

3. 中核人材育成プログラム業務詳細

3.1. 実施計画書の作成について

契約締結から5営業日程度を目途に、次の事項を含む「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施業務(ITセキュリティ分野)」を作成・提出してIPAの承認を得ること。

- ・ 全体の実施スケジュール
- ・ 実施予定の概要
 - 実施項目の名称
 - 実施形式
 - 実施場所、など
- ・ 実施体制および役割
- ・ 常勤講師(予定)の略歴
- ・ プロジェクトリーダーの緊急連絡先

3.2. 調査業務について

演習等の準備にあたっては、最新の技術・ノウハウを取り入れる必要があるため、ITセキュリティ分野に関する国内外の先進的なサイバーセキュリティ技術や講習等の取り組みについての事例を調査して内容を取りまとめ、演習等への反映結果を報告する。

3.3. プライマリーコースの準備および実施・検証について

3.3.1. 実施対象

社会インフラ及び産業基盤に関連する企業・機関、又はその関連会社からの人材を想定する。なお、受講生は以下の条件を満たしているものとする。

- ・ 情報処理技術者試験(ITパスポート試験)の合格程度の水準
 - ・ 情報システム又は制御システムに関わる1年以上の実務経験
- また、受講生数は80名前後を想定する。

3.3.2. 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込2-28-8文京グリーンコートセンターオフィス8階
- ・ その他IPAと受託者が協議して定めた場所

3.3.3. 実施期間

中核人材育成プログラム実施スケジュールのプライマリーコース業務期間の2019年7月初旬頃から2019年9月末頃までの間に受講者全体を対象にする講習等をIPAが指定する合計6日間程度で実施する。なお、業務期間中に夏季休暇を取る予定であり、夏季休暇の日程および講習等実施の日程についてはIPAから別途指定する。

また、講習等時間は、9:30~17:00までとし、昼休み休憩(12:45~13:45)と授業間の休憩時間(各15分)を除いた6.0時間(1コマ:90分×4コマ)で実施する。

3.3.4. 到達目標

2019年10月初旬頃から開始するベーシックコースの前提知識を習得すること。

3.3.5. プライマリーコースの実施準備

(1) 講習等の計画

講習等は以下の要素もしくは用語を必ず取り込み実施すること。なお、講習等コンテンツを作成するにあたって不足する情報については、必要に応じて調査を行い、その結果を反映させること。

【座学】

- ・ 不正アクセス技法および防御手法
- ・ マルウェアおよび防御手法
- ・ エクスプロイト
- ・ データベース

なお、以下対象講習については、IPA 職員が講習を実施する場合がある。IPA 職員が講習を実施する場合には、講習補助要員として講習に参加し、IPA 職員による講習継続が困難である場合には、IPA 職員に代わり講習を継続すること。なお、IPA 職員による講習実施については後日連絡する。

【対象講習】

- ・ 不正アクセス技法および防御手法
- ・ マルウェアおよび防御手法
- ・ エクスプロイト
- ・ データベース

(2) シラバス・時間割・実施体制・教材等の作成

シラバス、スケジュール、実施体制および教材等の案を提出し、2019年7月1日(月)までにIPAの承認を得ること。なお、各作成物における記載内容は以下のとおり。

<シラバス>

- ・ 講習名称
- ・ 概要
- ・ 詳細アジェンダ
- ・ 講師名(予定)
- ・ 使用する教材名称、その他参考文献、など

<時間割>

- ・ 各講習等の実施日程単位のコマ割り、など

<体制図>

- ・ 「講師」と「講師補助員」の区分を明示したチーム構成図
- ・ 業務推進責任者の氏名
- ・ 講師の氏名
- ・ 関連する外部業者名、など

<教材等>

- ・ 講習等で使用する予定のテキスト教材等

3.3.6. プライマリーコースの実施・検証

(1) 講習等の実施・検証

講習等では以下を実施すること。

- ・ 3.3.5で準備した講習等を受講生に対して実施する
- ・ 講習等に対する受講生からの質疑に対応する
- ・ 講習等に対する習熟度評価を実施する
- ・ 理解が及んでいない受講生が居る場合には状況に応じたフォローを行う
- ・ 講習等の実施内容や実施を通じて得た示唆を報告する

(2) 受講生へのフォロー

習熟度評価結果やIPAが受講生から週次で受領する状況報告などにより、到達目標に対して理解が及んでいない受講生が確認できた場合、個別もしくは全体的にフォローを実施すること。

(3) 実施報告書の作成

「2019 年度中核人材育成プログラム（IT セキュリティ分野）のプライマリーコースにおける実施報告書」を作成すること。なお、同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 講習等の実施結果のまとめ
 - 実施目的
 - 達成目標
 - 講習等の実施概要（シラバス、時間割、実施体制図、担当講師名）
 - 実施した講習等の内容が分かる資料（補講等も含む）
 - 各講習等で受講生から出た主な質問、など
- ・ プライマリーコース期間中に行った調査業務の結果
- ・ 受講生習熟度評価方法に基づく確認結果
- ・ プライマリーコースの講習等実施にて感じた問題点およびその改善案

3.3.7. その他

プライマリーコース期間中に受講生全体を 3 クラスに分割して、1 クラスに対して各 2 日の計 6 日、受講生のベーシックコース準備と講師とのコミュニケーション強化を目的とするアクティビティを実施すること。

3.4. ベーシックコースの準備および実施・検証について

3.4.1. 実施対象

対象とする受講生は合計で 80 名前後とするが、受講生全体を 3 つのクラスに分けて実施するため、1 クラス最大 30 名前後への講習等の実施となる。なお、受講生は 2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのプライマリーコースで実施した講習等内容を理解しているものとする。

3.4.2. 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 8 階
- ・ その他 IPA と受託者が協議して定めた場所

3.4.3. 実施期間

受講生を 3 つのクラスに分けて、講習を行うため、中核人材育成プログラム実施スケジュールのベーシックコース業務期間中の 2019 年 10 月初旬頃から 2020 年 1 月末頃までの間に 1 回あたり 19 日前後の講習等を 3 回実施する。なお、期間中に年末年始休暇を設定する予定であるが、日程については IPA から別途指定する。

また、講習等時間は 9:30~17:00 までとし、昼休み休憩(12:45~13:45)と授業間の休憩時間(各 15 分)を除いた 6.0 時間(1 コマ: 90 分×4 コマ)での実施を基本とするが、講習等の内容が模擬実習中心になることが想定されるため、講習等を担当する講師の裁量により各講習の開始および終了時間の変更は行ってよい。

3.4.4. 到達目標

企業などの組織に属するサイバーセキュリティ中核人材が身に付けておくべき IT システムセキュリティやネットワークセキュリティ、インシデント対応などの IT セキュリティ分野に関する最低限知識を習得すること。

3.4.5. ベーシックコースの実施準備

(1) 講習等の計画

講習等は以下の要素もしくは用語を必ず取り込み実施すること。なお、講習等コンテンツを作成するにあたって不足する情報については、必要に応じて調査を行い、その結果を反映させること。

【座学】

- ・ ITシステム構築概論（Active Directory、File サーバ、DNS サーバ等、組織内の IT 環境で利用される各種サーバ）
- ・ OTシステム構築概論（OPC サーバ、コントローラ等、組織内の OT 環境で利用される各種サーバ）
- ・ ネットワークセキュリティ
- ・ Web セキュリティ
- ・ ITシステムのセキュア化およびサイバー攻撃検知手法
- ・ セキュリティインシデント緊急対応体制(CSIRT)
- ・ インシデントハンドリング（IT/OT 混在環境）
- ・ セキュリティを意識した IT システムの企画・運用・保守など
- ・ プロジェクトマネジメント
- ・ IT ガバナンス及びセキュリティ投資戦略

【ハンズオン】

- ・ ITシステム構築演習（Active Directory、File サーバ、DNS サーバ等、組織内の IT 環境で利用される各種サーバ）
- ・ OTシステム構築演習（OPC サーバ、コントローラ等、組織内の OT 環境で利用される各種サーバ）
- ・ Web セキュリティ演習
- ・ ネットワークセキュリティ
- ・ インシデントハンドリング演習（IT/OT 混在環境）
- ・ ペネトレーションテスト
- ・ 国際的な脅威情報共有スキームの活用
- ・ 海外での実施事例を踏まえた、IT・OT 連携システムのセキュリティ基礎演習

(2) シラバス・時間割・実施体制・教材等の作成

シラバス、スケジュール、実施体制および教材等の案を提出し、2019年8月27日(火)までに IPA の承認を得ること。なお、各作成物における記載内容は以下のとおり。

<シラバス>

- ・ 講習名称
- ・ 概要
- ・ 詳細アジェンダ
- ・ 講師名（予定）
- ・ 使用する教材名称、その他参考文献、など

<時間割>

- ・ 各講習等の実施日程単位のコマ割り、など

<体制図>

- ・ 「講師」と「講師補助員」の区分を明示したチーム構成図
- ・ 業務推進責任者の氏名
- ・ 講師の氏名
- ・ 関連する外部業者名、など

<教材等>

- ・ 講習等で使用する予定のテキスト教材等

(3) 受講生評価方法について

ベーシックコースにおける受講生の受講結果の評価方法を検討する。評価方法は、以下に示す方法でも良いし、独自に考案した方法でもよいが、採用した方法は採用理由と共に 2019年8月27日(火)までに IPA に報告して承認を得ること。

- ・ 筆記テスト等を実施した結果で評価する方法
- ・ 講習等を実施した技能結果を客観的に評価する方法
- ・ 受講生に予め提示した評価軸に対して講習等開始時と期間終了後とで自己申告させて評価する方法

- ・ 講習等開始時に受講生が自ら定めた目標に対し、その達成率を自己申告させて評価する方法

3.4.6. ベーシックコースの実施・検証

(1) 講習等の実施・検証

講習等では以下を実施すること。

- ・ 3.4.5で準備した講習等を受講生に対して実施する
- ・ 講習等に対する受講生からの質疑に対応する
- ・ 講習等に対する習熟度評価を実施する
- ・ 講習等の実施内容や実施を通じて得た示唆を報告する

(2) 実施報告書の作成

「2019 年度中核人材育成プログラム（IT セキュリティ分野）のベーシックコースにおける実施報告書」を作成すること。なお、同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 講習等の実施結果のまとめ
 - 実施目的
 - 達成目標
 - 講習等の実施概要（シラバス、時間割、実施体制図、担当講師名）
 - 実施した講習等の内容が分かる資料（補講等も含む）
 - 各講習等で受講生から出た主な質問、など
- ・ ベーシックコース期間中に行った調査業務の結果
- ・ 受講生習熟度評価方法に基づく確認結果
- ・ ベーシックコースの講習等実施にて感じた問題点およびその改善案

3.5. アドバンスコースの準備および実施・検証について

3.5.1. 実施対象

対象とする受講生は合計で 60 名前後とするが、受講生に受講クラス希望調査を行い、IT セキュリティ分野を第一希望・第二希望とした受講生にて 2 つのクラスを作成するため、1 クラス最大 30 名前後への講習等の実施となる。

なお、受講生は 2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムのベーシックコースで実施した講習等内容を理解しているものとする。

3.5.2. 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 8 階
- ・ その他 IPA と受託者が協議して定めた場所

3.5.3. 実施期間

2020 年 2 月初旬頃から 4 月末頃までの期間にて 1 回 20 日間前後の講習を 2 回実施する。なお、講習等実施の対象となる日程は、後日 IPA から指定する。

また、講習等は 90 分×4 コマ（計 6.0 時間/日）構成として、昼休み休憩（1 時間）および授業間休憩（計 30 分）を含む 9:30～17:00 までを基本として実施するが、講習等の内容がハンズオン中心になることが想定されるため、講習等を担当する講師の裁量により各講習の開始および終了時間の変更は行ってよい。

3.5.4. 到達目標

中核人材育成プログラムの修了後に受講生が派遣元企業に戻り携わる業務を見据え、受講生自身が所属する業界や企業、部門などの IT セキュリティにおける問題や課題を発見・認識して、解決に向けた方向性を見出す能力を身に付けること。

3.5.5. アドバンスコースの実施準備

(1) 講習等の計画

講習等は以下の要素もしくは用語を必ず取り込み実施すること。なお、講習等コンテンツを作成するにあたって不足する情報については、必要に応じて調査を行い、その結果を反映させること。

- ・ 分析ツールを用いたログの可視化および相関分析演習
- ・ 脆弱性検証演習
- ・ IoT セキュリティ演習
- ・ バイナリ解析演習
- ・ ファジング演習
- ・ AI を活用したサイバーセキュリティオペレーション
- ・ OSINT・サイバースレッドインテリジェンス
- ・ Red/Blue Team 演習
- ・ インシデントレスポンス演習
- ・ OT システムに適したアクティブスキャン・パッシブスキャン演習
- ・ デジタルトランスフォーメーション(DX)とセキュリティ

(2) シラバス・時間割・実施体制・教材等の作成

シラバス、スケジュール、実施体制および教材等の案を提出し、2019年12月27日(金)までにIPAの承認を得ること。なお、各作成物における記載内容は以下のとおり。

<シラバス>

- ・ 講習名称
- ・ 概要
- ・ 詳細アジェンダ
- ・ 講師名(予定)
- ・ 使用する教材名称、その他参考文献、など

<時間割>

- ・ 各講習等の実施日程単位のコマ割り、など

<体制図>

- ・ 「講師」と「講師補助員」の区分を明示したチーム構成図
- ・ 業務推進責任者の氏名
- ・ 講師の氏名
- ・ 関連する外部業者名、など

<教材等>

- ・ 講習等で使用する予定のテキスト教材等

(3) 受講生評価方法について

アドバンスコースにおける受講生の受講結果の評価方法を検討する。評価方法は、以下に示す方法でも良いし、独自に考案した方法でもよいが、採用した方法は採用理由と共に2019年12月27日(金)までにIPAに報告して承認を得ること。

- ・ 筆記テスト等を実施した結果で評価する方法
- ・ 演習等を実施した技能結果を客観的に評価する方法
- ・ 受講生に予め提示した評価軸に対して講習等開始時と期間終了後とで自己申告させて評価する方法
- ・ 講習等開始時に受講生が自ら定めた目標に対し、その達成率を自己申告させて評価する方法

3.5.6. アドバンスコースの実施・検証

(1) 講習等の実施・検証

講習等では以下を実施すること。

- ・ 3.5.5で準備した講習等を受講生に対して実施する
- ・ 講習等に対する受講生からの質疑に対応する
- ・ 講習等に対する習熟度評価を実施する

- ・ 講習等の実施内容や実施を通じて得た示唆を報告する

(2) 実施報告書の作成

「2019 年度中核人材育成プログラム（IT セキュリティ分野）のアドバンスコースにおける実施報告書」を作成すること。なお、同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 講習等の実施結果のまとめ
 - 実施目的
 - 達成目標
 - 講習等の実施概要（シラバス、時間割、実施体制図、担当講師名）
 - 実施した講習等の内容が分かる資料（補講等も含む）
 - 各講習等で受講生から出た主な質問、など
- ・ アドバンスコース期間中に行った調査業務の結果
- ・ 受講生習熟度評価方法に基づく確認結果
- ・ アドバンスコースの講習等実施にて感じた問題点およびその改善案

3.6. 卒業プロジェクトの助言・指導業務について

3.6.1. 実施対象

中核人材育成プログラムの卒業プロジェクトテーマのうち、ITセキュリティ分野の担当講師を主担当もしくは副担当として指名したテーマを推進する受講生を対象とする。なお、担当する受講生数は、担当するテーマのメンバー合計 50 名程度を上限として想定するが、大幅に増減が発生する場合には IPA にて調整を行う。

3.6.2. 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 8 階
- ・ 東京都千代田区外神田 4 丁目 14-1 秋葉原 UDX N20 階 DE
- ・ その他 IPA と受託者が協議して定めた場所

3.6.3. 実施期間

2020 年 5 月頃から 6 月中旬頃までの IPA の指定する期間で実施する。

3.6.4. 到達目標

プライマリーコースからアドバンスコースまでの約 10 ヶ月間で学習した内容を活用し、受講生自らが立案した産業サイバーセキュリティに関するテーマについて個人もしくはグループで取り組み、6 月中旬に受講生派遣元企業が参加して実施する報告会において 20～30 分程度のテーマ報告、10 分程度の質疑応答に対応できること。

3.6.5. 実施内容について

受講生からの質疑について、「ITセキュリティ分野」の側面から応答すると共に、担当する受講生の卒業プロジェクトテーマについて助言・指導を行う。また、主担当／副担当での役割の違いは以下の通り。

【主担当】

- ・ 担当するテーマ内容や報告資料等に対する助言・指導を行う他、副担当と協力して進捗確認や一部のテーマ資料の調達等を行う。
- ・ 卒業プロジェクト中間報告会において、担当するテーマ報告の場に参加して司会進行を務める。
- ・ 卒業プロジェクト最終報告会において、担当するテーマ報告の場に参加して司会進行を務める。
- ・ 卒業プロジェクト最終報告会における担当するテーマの報告結果を踏まえて、テーマの評定・講評を行い、その結果を IPA に報告する。

【副担当】

- ・ 担当するテーマ内容や報告資料等に対する助言・指導を行う他、主担当と協力して

進捗確認や一部のテーマ資料の調達等を行う。

- ・ 卒業プロジェクト中間報告会において、担当するテーマ報告の場に参加する。(TV会議システム等を通じた間接参加も可とする。)
- ・ 卒業プロジェクト最終報告会において、担当するテーマ報告の場に参加する。

3.6.6. 実施報告書の作成

卒業プロジェクト実施期間終了時において、「2019年度中核人材育成プログラム(ITセキュリティ分野)の卒業プロジェクトにおける実施報告書」として作成すること。なお、同報告書は次の事項を含めること。

- ・ 主担当として携わった卒業プロジェクトテーマの概要
 - 卒業プロジェクトテーマの内容に TLP¹: Amber もしくは Red に類する機密情報が含まれる場合には、その機密情報部分を除外して概要のみを記載すること
 - 受講生からプロジェクト概要を収集してまとめる等、具体的な取りまとめ方法は任意とする
- ・ 主担当として携わった卒業プロジェクトのテーマに対する評価・講評結果
 - 評価・講評はテーマ人数に拠らず、一律でテーマ単位に行う
- ・ 卒業プロジェクト期間中に実施した研究調査結果
- ・ 卒業プロジェクトテーマ期間中に受講生への行った助言・指導の内容や応答した質疑の主な内容
- ・ 卒業プロジェクト期間中の助言・指導を通じて得た、次回以降の中核人材育成プログラム卒業プロジェクト実施に関する問題点および改善提案があればその内容
- ・ その他、仕様書の要件を満たしていることを確認した結果、など

3.6.7. 秘密保持契約締結について

卒業プロジェクトでは受講生派遣元企業などの機密情報を取り扱う可能性があるため、機密情報を取り扱う場合は秘密保持契約を締結すること。

3.7. その他

- ・ 2019年7月1日(月)に実施を予定する中核人材育成プログラム開校の式典に、特別な理由が無い限り講師のいずれかが出席すること。なお、式典のタイムスケジュールについては後日通知するものとする
- ・ 2019年10月上旬に実施を予定するベーシックコースオリエンテーションに、特別な理由が無い限り講師の何れかが出席すること。なお、日程については事前に調整が入るものとする
- ・ 2019年10月から2020年4月までの期間にて、受講生が選択するアドバンスコースを検討するためや卒業プロジェクトの担当メンターを検討するために2回前後実施を予定する会合に講師の何れかが出席すること。なお、日程については事前に調整が入るものとする
- ・ 以下イベントについて、卒業プロジェクトを直接担当した講師の何れかが出席すること。なお、卒業プロジェクトの中間報告会及び最終報告会については、別途、参加日程の調整を行う
 - 卒業プロジェクト中間報告会 [2020年5月中旬頃の3日間前後]
 - 卒業プロジェクト最終報告会 [2020年6月中旬～下旬の6日間前後]
 - 中核人材育成プログラム修了式典 [2020年6月の土曜日1日]

4. 日米演習業務詳細

4.1. 実施対象

ASEAN 諸国等から招聘するサイバーセキュリティ政策の担当者、National CSIRT 職員

¹ TLP: Traffic Light Protocol の略で、情報の機密度を示す指標である。[White < Green < Yellow < Amber < Red]の順番にて情報の機密度が上がり、TLP:Amber および TLP:Red は開示先が特に限定される機密情報となる。

および重要インフラの実務者 40 名程度を対象とする。
なお、受講生の募集および選考は本業務に含まない。

4.2. 実施場所

- ・ 東京都文京区本駒込 2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス 13 階
- ・ その他 IPA と受託者が協議して定めた場所

4.3. 実施期間

2019 年 9 月 9 日(月)～10 日(火)の 2 日間

4.4. 実施準備

(1) 講習等の計画

講習等は以下の要素もしくは用語を必ず取り込み実施すること。なお、講習等コンテンツを作成するにあたって不足する情報については、必要に応じて調査を行い、その結果を反映させること。

【座学】

- ICS の概要
- ネットワーク探索・マッピング
- ネットワーク攻撃と脆弱性攻撃
- ICS ネットワークを越えた横展開
- ネットワーク防御、発見、対応

【ハンズオン】

- 模擬システムおよびツールを利用した脆弱性攻撃演習

(2) スケジュール・実施体制・教材等の作成

スケジュール、実施体制および教材等の案を提出し、2019 年 8 月 30 日(金)までに IPA の承認を得ること。なお、各作成物における記載内容は以下のとおり。

<スケジュール>

- 演習実施日程単位のコマ割り、など

<実施体制>

- 講師および補助員の氏名
- 業務推進責任者の氏名
- 関連する外部業者名、など

<教材等>

- 演習で使用する予定のテキスト教材等(英語版)
- 演習で使用する機材等

4.5. 日米演習実施

(1) 講習等の実施

講習等では以下を実施すること。IPA にて通訳を準備するため、実施は日本語で良い。

- ・ 4.4 で準備した講習等を 4.1 の対象者に実施する
- ・ 4.1 の対象者から出た日米演習への質疑に対応する
- ・ 日米演習の実施内容や実施を通じて得た示唆を報告する

(2) 実施報告書の作成

「制御システムに係る日米演習における実施報告書」を作成すること。なお、同報告書は次の事項を含むこと。

- ・ 講習等の実施結果のまとめ
 - 講習等の実施概要(スケジュール、実施体制、使用した教材等)
 - 実施した講習等の内容が分かる資料

- 4.1の対象者から出た主な質問、など
- ・ 日米演習の実施にて感じた問題点およびその改善案

5. 業務に関する留意事項

- ・ 本委託業務に必要な業務実施体制を整え、契約開始日から必要とされるメンバーを投入すること
- ・ 時間割で講習等を実施するとした時間帯には、質疑対応を目的として講師もしくは講師補助者が居室内に1名以上駐在すること
- ・ 受講生の質疑に即時対応できない場合、3営業日以内に対応を行うよう努めること
- ・ 一定数の受講生から改善要望等が上がった場合、IPAと協議して問題解決に努めること
- ・ 作業はIPAの指示に基づき行うものとし、定期的にIPAとの進捗状況報告ミーティングを実施すること
- ・ 具体的な実施日程はIPAと事前に協議・調整すること
- ・ 月次作業報告書を提出し、IPAに作業結果を報告し、承認を得ること
- ・ 本委託業務についてIPAからの各業務報告要求があった際には、速やかに対応すること
- ・ 本委託業務内で作成する資料・ドキュメント類については、IPA産業サイバーセキュリティセンターで定めた作成ドキュメントの共有範囲に従い表示を行うこと。作成ドキュメントの共有範囲の表示方法については、IPAとの契約締結後に開示すること
- ・ 天災など、IPAおよび受託者の責に帰さない事由により講習等が中止となった場合、その補習の実施等については協議すること
- ・ 実績報告書は、原則として、業務完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して一カ月以内に提出すること。提出までに一カ月を超える場合には書面をもってその理由を示すこと
- ・ 本委託業務の費用精算等に係る事務処理については、別途提示する「産業サイバーセキュリティセンターのサイバーセキュリティ人材育成プログラム委託契約事務処理要領」に順ずること。
- ・ 本仕様書に記載されていない事項や不明な点がある場合には、IPAと協議すること

6. セキュリティ要件

以下のセキュリティ要件を遵守すること。

- (1) 本業務のために提供される情報は、本業務の目的以外に利用しないこと。
- (2) 本業務において開示された資料や情報は、秘密の保持に留意し、漏えい防止に留意し、管理の責任を負うこと。
- (3) 情報セキュリティを確保するための体制を定め、確認を求めた場合には速やかに報告すること。
- (4) 本業務の遂行において情報セキュリティが侵害され、又はそのおそれがある場合には、速やかに必要な措置を講ずるとともに報告すること。また、必要に応じて協議すること。
- (5) 本業務に関する情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに報告すること。なお、必要に応じて事前に通知を行った上で本業務に関する情報セキュリティ対策の実施状況の確認のための調査を行う場合がある。
- (6) 本業務の一部を第三者に再委託する場合、第三者に請け負わせることにより生ずる脅威に対して、本要件に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保されるか確認し、必要に応じて措置を講ずること。
- (7) 本業務完了または契約解除等により、提供した紙媒体及び電子媒体（複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに返却、もしくは破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元困難かつ判読不能な方法で抹消すること。
- (8) IPAが貸出した資料等については、十分な注意を払い、紛失又は滅失しないような措置をとること。

7. 契約期間

2019年7月1日（月）から2020年6月30日（金）まで。

8. 業務の実施体制に関する要件

本委託業務を実施するにあたっては、以下の業務実施体制を整えること。

- (1) 講習等の実施担当者は、情報セキュリティに関する知識を有した教育経験者であること。
- (2) 仕様書に定めた業務を完遂できるだけの能力を有する実働可能な人数を確保していること。
- (3) 組織として適切な管理体制とバックアップ体制があること。

9. 業務スキルに関する要件

本委託業務を実施するにあたっては、次の実績及びスキル要件を満たすこと。

- ・ 講習等を実施する上で必要となる IT システム、OT システムおよびサイバーセキュリティに関して講習を行える知識と演習を行うための技術を有すること
- ・ セキュリティインシデント対応の実務経験があり、インシデント対応体制(GSIRT)などについて外部向けの研修実績を有すること
- ・ セキュリティインシデントおよびセキュリティトレーニングに関わる国際的なコーディネーションおよび海外との連携についての経験・実績を持つこと
- ・ 国際的な連携を行うための情報共有スキーム(STIX など)に関する知見を持ち、情報共有スキームについて外部向けの研修実績を有すること
- ・ 国際会議にてサイバーセキュリティに関わる最先端研究の発表実績があること
- ・ IoT や AI、デジタルトランスフォーメーション(DX)などの新分野に関連するサイバーセキュリティの調査研究実績があること
- ・ 米国や欧州諸国などのセキュリティ先進国の組織と連携して、IT/OT 環境が混在するセキュリティ演習を日本国内のセキュリティ人材および諸外国のセキュリティ人材に、年間で延べ 100 人程度もしくはそれ以上の人員に対して実施した実績があること

10. 提出物関連

10.1. 提出物について

以下の報告書のデータもしくはデータを収めた電子媒体（CD-R など）を提出すること。

- (1) 1回目提出期限：2019年9月30日（月）
 - ・ 「制御システムに係る日米演習における実施報告書」
- (2) 2回目提出期限：2020年2月14日（金）
 - ・ 「2019年度中核人材育成プログラム（ITセキュリティ分野）のプライマリーコースにおける実施報告書」
 - ・ 「2019年度中核人材育成プログラム（ITセキュリティ分野）のベーシックコースにおける実施報告書」
- (3) 3回目提出期限：2020年5月22日（金）
 - ・ 「2019年度中核人材育成プログラム（ITセキュリティ分野）のアドバンスコースにおける実施報告書」
- (4) 4回目提出期限：2020年6月30日（火）
 - ・ 「2019年度中核人材育成プログラム（ITセキュリティ分野）の卒業プロジェクトにおける実施報告書」

10.2. 提出場所

東京都文京区本駒込2丁目28番8号文京グリーンコートセンターオフィス 17階
独立行政法人情報処理推進機構 産業サイバーセキュリティセンター事業部

10.3. 検査

提出物の内容に関しては、本仕様書に示された条件、項目を満たしているかについて

確認を行う。また、品質については「2. 背景・目的」で示された目的を満たすに十分か否かを基準に判断する。

以上

契 約 書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務 (IT セキュリティ分野) および
制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」
に関する委託契約書

独立行政法人情報処理推進機構 (以下「甲」という。)は xxxxxxxxxxx (以下「乙」という。)
と次のとおり「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務 (IT セキュリティ分野) および制御システムに係る日米演習の設計・
実施業務」の委託契約を締結する。

記

(委託業務)

第 1 条 甲は、乙に対して、別紙仕様書に定める「2019 年度 産業サイバーセキュリティセン
ター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務 (IT セキュリティ分野) およ
び制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」(以下「委託業務」という。)を委託する。
2 委託期間は 2019 年 7 月 1 日～2020 年 6 月 30 日とする。

(委託金額及び経費区分)

第 2 条 委託業務に要する経費 (以下、「委託金額」という。)は税抜価格 xxxxxxxx 円に消費
税及び地方消費税額 xxxxxxxx 円 (税抜価格に 100 分の 10 を乗じた額 (1 円未満は切り捨
て)) を加えた金 xxxxxxxx 円とし、経費区分は下表のとおりとする。

経費区分	委託金額(税込)
人件費	xxxxxxx円
事業費	xxxxxxx円
一般管理費	xxxxxxx円
再委託費	xxxxxxx円

また、契約期間中に税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、その都度、改正以
降における消費税及び地方消費税額は、変動後の比率により計算することとする。

2 乙は、経費区分に変更 (経費区分のそれぞれの額の 20%を超える場合) を加えようとする
ときは、あらかじめ様式第 1 号による委託金額配分変更申請書を甲に提出し、その承認を受け
なければならない。

(他用途使用の禁止)

第 3 条 乙は、委託金額をこの委託業務以外に使用してはならない。

(委託業務の遂行)

第 4 条 乙は、別紙仕様書により忠実に委託業務を実施しなければならない。

2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、甲の指定する職員に乙の業務を監督させ、
必要な指示をさせることができるものとする。

(委託業務の変更、中止及び廃止)

第5条 乙は、甲の承認なくして委託業務を変更し、中止し、又は廃止することができない。

2 乙は、委託業務が自己の責に属しない事由又は正当な事由により予定の期間内に完了することが困難となったときは、速やかに甲に対し理由を付してその旨を報告し、甲の指示を受けなければならない。

(再委託の制限)

第6条 乙は、委託業務を一括して再委託してはならない。

2 委託業務達成のため、委託業務の一部を第三者に再委託することを必要とするときは、乙は、あらかじめ様式第2号による委託業務再委託申請書を甲に提出し、その承認を得なければならない。変更を行う必要が生じた場合も同様とする。

3 前項の規定により、乙が第三者に再委託をした場合において、当該再委託先の行為は乙の行為とみなす。

(実績報告)

第7条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止又は廃止したときを含む。）は、委託業務が終了した日から起算して一カ月以内に様式第3号による委託業務実績報告書を作成し、証拠書類を添えて、甲に提出するものとする。

2 乙は、甲への委託業務実績報告書の提出までに一カ月を超える場合には、書面をもってその理由を示さなければならない。

(報告書等の検査及び修正)

第8条 甲は、乙から前条による報告書及び提出物（以下、報告書等という。）の提出を受けたときは、甲の指定する職員に遅滞なく当該報告書等の内容を検査させ、修正の必要が生じた場合には、乙に対し、新たに期限を付して修正させるものとする。ただし、これに要する経費は総て乙の負担とする。

(額の確定)

第9条 甲は、第8条による検査が終了し、報告書等の内容が適当であると認めたときは、委託金額を確定して乙に通知するものとする。

2 前項の委託金額の確定額は、委託業務に要した経費の実支出額と第2条に規定する委託金額のいずれか低い額とする。

(委託金の支払)

第10条 甲は、委託金額の確定後、乙が提出する様式第4号による請求書に基づき、乙に委託金を支払うものとする。

2 乙は、前項の規定にかかわらず、本契約期間中の3月31日までに委託研究の実施に要した経費の支払を、様式第5号による概算払請求書により請求するものとし、甲は、前条に準じた検査により適当と認めた範囲内で、これを支払うことができる。

3 乙は、前2項の規定にかかわらず、乙の委託業務の完了前に委託業務の実施に要した経

費の支払いを受けようとするときは、様式第5号による概算払請求書を提出することができる。甲は、かかる請求に応じる義務を負わないが、かかる請求を適当と認めた場合は、必要と認めた範囲内でこれを支払うことができる。

(違約金)

第11条 甲は、乙が本契約による履行義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、契約履行未済金額の100分の10を違約金として徴収し本契約を解除することができる。

(違約金に関する遅延利息)

第12条 乙が第11条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年利5%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(瑕疵担保)

第13条 乙が第9条の検査通知を受領後、提出物について瑕疵が発見されたときは、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができるものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、第9条による検査通知後1年以内に甲から請求された場合に限るものとする。

- 2 前項にかかわらず、瑕疵が軽微であって、かつ、提出物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。
- 3 第1項の規定は、瑕疵が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不適切であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りではない。

(損害賠償責任)

第14条 甲及び乙は、本契約の履行に関し、相手方に重大な影響を及ぼす過失又は背信行為を行った場合には、この契約の継続又は解除の別にかかわらず、相手方に対し損害賠償の請求ができるものとする。但し、この請求は、第9条による検査通知後1年が経過した後は行うことができない。

- 2 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、法律上の瑕疵担保責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、本契約に定める契約金額を限度とする。
- 3 前項は、損害賠償義務者の故意又は重大な過失に基づく場合に適用しないものとする。
- 4 前三項に規定する損害賠償の額は、甲と乙が協議して定めるものとする。

(帳簿等)

第15条 乙は、委託業務にかかる経費について、経費毎に区分し、その収支の内容を明らかにしておかなければならない。

(委託業務の調査等)

第 16 条 甲又は甲の指名する者は、必要があると認めるときは、委託業務の実施状況、委託金額の使途等について資料の提出を求め又は実地に調査することができるものとする。

(知的財産権等の定義)

第 17 条 本契約において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- (2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
- (3) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本契約において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 発明
- (2) 考案
- (3) 意匠及びその創作
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
- (5) 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
- (6) 著作物及びその創作
- (7) ノウハウ及びその案出

3 本契約において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

(知的財産権の帰属等)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のすべてを遵守することを様式第6号による書面で本契約締結日に甲に届け出た場合、第10条に基づく委託金の支払にも関わらず、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

- (1) 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第20条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
- (2) 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求する場合には、無償でかつ上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を甲（甲が指定する第三者を含む。）に許諾する。
- (3) 当該知的財産権を乙が相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求するときは、乙は、甲が指定する期限内に、甲が指定する第三者に、上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を許諾する。当該期限内に乙が許諾を行わない場合は、期限到来の日に、甲が合理的範囲内で定める条件に従って当該第三者に許諾されたものとみなす。
- (4) 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専

用実施権を含む。)若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾(以下「専用実施権等の設定等」という。)をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

- イ 子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。)又は親会社(同条第4号に規定する親会社をいう。)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第4条第1項の承認を受けた者(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 乙が前項で規定する書面を提出しない場合、当該知的財産権は、その発生の際に乙から甲に当然かつ自動的に譲渡されたものとみなし、乙は、甲からの要求があり次第、遅滞なく登録その他の手続きに協力しなければならない。なお乙は、本契約締結日の後に、前項の書面を提出することはできないものとする。
- 3 乙が第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを遵守せず、更に遵守しないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、本契約が解除される場合を除いて、前項を準用する。

(成果の利用行為)

- 第19条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により提出された著作物に係る著作権について、当該著作物の利用(二次的著作物の作成とその利用を含む。)に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、当該著作権発生と同時に甲に許諾したものとみなす。
- 2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置を事前に講じておくものとする。
- 3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、「2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務(ITセキュリティ分野)および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」に係る委託業務による成果である旨を明示するものとする。
- 4 乙は、委託業務の実施及び成果が、自己の知る限りにおいて他人の権利を侵害していないことを保証する。

(知的財産権の報告)

- 第20条 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内に、様式第7号による産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。
- 2 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託業務の成果に係る記載事項】欄に記入）】「国等の委託業務の成果に係る特許出願（2019年度産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約、産業技術力強化法第19条の適用を受ける特許出願）」

- 3 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内に、様式第8号による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 4 乙は、委託業務に係るプログラム等の著作権の登録を行った場合には、登録の日から60日以内に、様式第9号による著作権通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第22条第3項に規定する場合を除く。）は、甲に対して様式第10号による産業財産権実施届出書を遅滞なく提出しなければならない。
- 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第21条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を第三者に移転する場合には、第18条、第19条、第20条、第22条、第23条、第24条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第11号の1による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第18条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、第1項の移転を行ったときは、様式第11号の2による移転通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。
 - 4 乙が第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者は、当該知的財産権について、第18条第1項各号及び第3項、第19条、第20条並びに第22条から第27条までの規定を遵守するものとする。

（知的財産権の実施許諾）

- 第22条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について第三者に実施を許諾する場合には、第18条、第19条、第24条及び本条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第12号の1による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第18条第1項第4号イからハマまでに定める場合には、この限りではない。
 - 3 乙は、前項の専用実施権等の設定等を行ったときは、様式第12号の2による専用実施権等設定通知書を遅滞なく甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第 23 条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、知的財産権の放棄に関する届出書を、甲に提出しなければならない。

- 2 第 1 項の届出書を甲が受理した時に、当該知的財産権は自動的かつ当然に、甲に移転したものとみなす。この場合、乙は、甲からの要求があり次第遅滞なく、登録その他の手続きに協力しなければならない。
- 3 当該知的財産権に関する法的紛争が前項の移転の時点で現に係争中であり、またはその後生じた場合、乙は、乙の費用と責任においてこれを解決し、甲に人的経済的物理的に迷惑をかけないものとする。

(ノウハウの指定)

第 24 条 甲及び乙は、協議の上、委託業務の成果に係るノウハウについて、遅滞なく指定するものとする。

- 2 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。
- 3 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務終了の翌日から起算して 5 年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。

(知的財産権の管理)

第 25 条 乙は、第 18 条第 2 項または第 3 項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の名義により行うものとする。

- (1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続
 - (2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続
- 2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第 26 条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法第 19 条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。但し、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第 27 条 乙は、第三者の知的財産権その他の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(秘密保持及び個人情報)

第 28 条 甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の目的の範囲を超えて利用しない。但し、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

- 2 個人情報に関する取扱いについては、別紙 1 のとおりとする。
- 3 前各項の規定は、本契約終了後も 3 年間有効に存続する。

(契約の解除等)

第 29 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1 乙の責に帰すべき事由により、乙が本契約又は本契約に基づく甲の指示に違反したとき。
- 2 乙の責に帰すべき事由により、委託業務の実施が不可能又は著しく困難になったとき。
- 3 乙が甲との委託業務等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。

(疑義の解決)

第 30 条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記してない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

特記事項

(談合等の不正行為による契約の解除)

第 1 条 甲は、次の各項のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- 一 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことにより、次の各号のいずれかに該当することとなったとき
 - イ 独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
 - ロ 独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
 - ハ 独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
- 二 本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
- 三 本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

(談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出)

第 2 条 乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速

やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。

- 一 独占禁止法第61条第1項の排除措置命令書
- 二 独占禁止法第62条第1項の課徴金納付命令書
- 三 独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

(談合等の不正行為による損害の賠償)

第3条 乙が、本契約に関し、第1条の各項のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託金（本契約締結後、委託金の変更があった場合には、変更後の委託金）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
- 3 第1項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
- 4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金（損害賠償額の予定）の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
- 5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団関与の場合の契約の解除等)

第4条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(再請負契約等に関する契約解除)

第5条 乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第6条 甲は、第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第4条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する金額（その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5 第2項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6 第3項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7 乙が、第3項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第7条 乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、甲乙それぞれ1通を保有するものとする。

2019年xx月xx日

甲 東京都文京区本駒込2-28-8
独立行政法人情報処理推進機構
理事長 富田 達夫

乙

(別紙1)

個人情報の取扱いに関する特則

(定義)

第1条 本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。)をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

(責任者の選任)

第2条 乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2 乙は、第1項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

(個人情報の収集)

第3条 乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

(開示・提供の禁止)

第4条 乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者(情報主体を含む)に開示又は提供してはならない。但し、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2 乙は、業務に従事する従業者以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3 乙は、業務に従事する従業者のうち個人情報を取り扱う従業者に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

(複写等の制限)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。但し、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

(個人情報の管理)

第7条 乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第4条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2 乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3 甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4 前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5 乙は、業務に関して保管する個人情報(甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む)について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或い

は業務への利用の停止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

(返還等)

第8条 乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む。）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。但し、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(記録)

第9条 乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2 乙は、前項の記録を業務の終了後5年間保存しなければならない。

(事故)

第10条 乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2 前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3 第1項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約第17条によって本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

様式第1号

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）
および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務
委託金額配分変更申請書

年 月 日付で締結した標記の委託契約について、委託費の配分を下記のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

記

(単位：円)

経費区分	当 初 委託金額	変更承認済 増△減額	委 託 現 額	今回変更承認 申請増△減額	改委託 現 額	備 考

(変更理由)

様式第 2 号

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務 (IT セキュリティ分野)
および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務

委託業務再委託申請書

(委託契約決裁時点で再委託先が決まっている場合)

標記委託業務の再委託を別紙のとおり行いたいので、承認されるよう申請します。

又は

(委託契約後に再委託申請を行う場合)

年 月 日付で締結した標記の委託契約について、再委託を別紙のとおり
行いたいので、承認されるよう申請します。

(別紙)

2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務 (ITセキュリティ分野)
および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務委託業務再委託申請書

再委託先の住所、氏名	
再委託を行う業務の範囲	
再委託の必要性	
再委託金額	

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）
および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務
委託業務実績報告書

年 月 日付で締結した標記の委託契約について、下記のとおり業務を実施したので、委託契約書第7条の規定によりその実績を報告します。

1. 委託事項

2. 委託期間

年 月 日より 年 月 日

3. 実施状況、成果

4. 精算金額

単位：円

項目	契約金額	精算額	差引額	備考
人件費				
事業費				
一般管理費				
再委託費				
合計				

注 項目間の流用を行う場合、いずれか低い額の20%を超える際には事前承認を必要とする。なお、一般管理費の増額は認められない。

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する
講習等実施・検証業務（IT セキュリティ分野）および
制御システムに係る日米演習の設計・実施業務
請 求 書

年 月 日付で締結した標記の委託契約について、委託契約書第 10 条の
規定により下記金額を請求します。

記

請求金額 金 円

〔 振込先情報 〕

口座名義	フリガナ		
	氏 名		
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店		
預金種別 (該当に○印)	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()		
口座番号	銀行番号	支店番号	口座番号

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

概算払請求書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第10条第○項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額
2. 概算払を必要とする理由
3. 振込先

口座名義	フリガナ		
	氏名		
銀行等名称	銀行 金庫 農協 支店		
預金種別 (該当に○印)	1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 ()		
口座番号	銀行番号	支店番号	口座番号

4. 概算払請求内訳

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

確認書

XXXXX（以下「乙」という。）は、独立行政法人情報処理推進機構 理事長（以下「甲」という。）に対し下記の事項を約する。

記

1. 乙は、「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務」の委託業務（以下「委託業務」という。）の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該委託契約書の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
2. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求する場合には、無償でかつ上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を甲（甲が指定する第三者を含む。）に許諾する。
3. 当該知的財産権を乙が相当期間活用していないと認められ、かつ、相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその旨を示して許諾請求するときは、乙は、甲が指定する期限内に、甲が指定する第三者に、上記必要性を満たすために必要な範囲と期間を許諾条件として、当該知的財産権を実施する権利を許諾する。当該期限内に乙が許諾を行わない場合は、期限到来の日に、甲が合理的範囲内で定める条件に従って当該第三者に許諾されたものとみなすことを了解する。
4. 乙は、上記2. に基づき、甲に利用する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の利用に協力する。
5. 乙は、甲が上記3. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。
6. 乙は、第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - イ 子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社という。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ロ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第12条第1項又は同法第13条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

以 上

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

産業財産権出願通知書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第20条第1項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 出願国（注1）
2. 出願等に係る産業財産権の種類（注2）
3. 発明等の名称（注3）
4. 出願日
5. 出願番号（注4）
6. 出願人
7. 代理人
8. 優先権主張（注5）

記載要領

- (注 1) : 出願（又は申請）を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願（PCT）であるときは、その旨を記載する。
- (注 2) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）
- (注 3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注 4) : 当該出願が、国際特許出願を各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。
- (注 5) : 当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。
- (1) 優先権主張の種類
 - ・ 国内優先権主張（特許法第 41 条第 1 項若しくは実用新案法第 8 条第 1 項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張）
 - ・ パリ条約で定める優先権主張
 - ・ 植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張
 - (2) 優先権主張の基礎となる出願（又は申請）の出願国、産業財産権の種類及び番号

様式第8号

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

産業財産権通知書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第20条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 出願等に係る産業財産権の種類
2. 発明等の名称
3. 出願日
4. 出願番号
5. 出願人
6. 代理人
7. 登録日
8. 登録番号

様式第9号

20**年 月 日

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

著作権通知書

「2019年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第20条第4項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 著作物の種類
2. 著作物の題号
3. 著作者の氏名（名称）
4. 著作物の内容
5. 登録日
6. 登録の種類
7. 登録番号

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

産業財産権実施届出書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等
実施・検証業務 (IT セキュリティ分野) および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務
に関する委託契約書」第 20 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 実施した産業財産権

産業財産権の種類 (注 1) 及び番号 (注 2)	産業財産権の名称等 (注 3)

2. 実施の主体 (第三者は実施許諾した場合)

自己 ・ 第三者 (注 4)

記載要領

- (注 1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。
- (注 3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注 4) : 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

移転承認申請書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（IT セキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第 21 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 移転しようとする知的財産権
(知的財産権の種類（注 1）、番号（注 2）及び名称（注 3）を記載する。移転先及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可)
2. 移転先
(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)
3. 承認を受ける理由（注 4）
(以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。)
 - (1) 移転先（移転先から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
 - (2) 移転先が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
 - (3) その他

記載要領

- (注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注4)： 具体的な理由を、以下の要領に従って記載すること。
- ①理由が(1)の場合
国内事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
 - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等
- ②理由が(2)の場合
海外事業活動の内容を、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・当該知的財産権を利用した製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等の実績又は具体的な計画
 - ・当該知的財産権に類する技術を用いた製品の製造又はサービスの提供の実績等
- さらに、当該知的財産権の利用により、我が国に利益がもたらされることが明確であることを、以下の観点等を適宜用いて具体的に説明する。(用いる観点は、以下に限定されるものではない。)
- ・移転元の経営戦略における当該移転の位置づけ(国際分業戦略等)
 - ・当該移転により移転元及び我が国にもたらされる利益の見込み 等
- ③理由が(3)の場合
当該知的財産権の移転が必要である理由を、具体的に説明する。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

移転通知書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（IT セキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第 21 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 移転した知的財産権
(知的財産権の種類（注 1）、番号（注 2）及び名称（注 3）を記載する。移転先が同じ場合は、複数列举可)
2. 移転先
(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)
3. 当該移転が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
 - (1) 契約書第 21 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構 理事長の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。)
 - (2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）
 - イ 子会社又は親会社への移転であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への移転であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
 - ニ 合併又は分割による移転であるため
4. 誓約事項
当該知的財産権の移転を行うにあたり、契約書第 18 条から第 24 条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約させました。

記載要領

- (注 1) : 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 2) : 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注 3) : 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

専用実施権等設定承認申請書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（ITセキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第22条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 専用実施権等（注1）を設定しようとする知的財産権
（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注2）、番号（注3）及び名称（注4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受ける者
（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）
3. 承認を受ける理由（注5）
（以下のいずれかを選択するとともに、別紙にて、その具体的な理由を記載する。）
- (1) 専用実施権等の設定を受ける者（専用実施権者から実施許諾を受ける者を含む。以下同じ。）が、国内事業活動（製品の製造、製品化に向けた応用・開発研究、サービスの提供等）において当該知的財産権を利用するため
 - (2) 専用実施権等の設定を受ける者が、海外事業活動において当該知的財産権を利用することにより、我が国に利益がもたらされるため
 - (3) その他

記載要領

- (注 1)： 特許法第 77 条に規定する専用実施権、実用新案法第 18 条に規定する専用実施権、意匠法第 27 条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権、種苗法第 25 条に規定する専用利用権をいう。
著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注 2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注 4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注 5)： 具体的な理由を、様式第 12 号の 1 の記載要領（注 4）に従って記載すること。

独立行政法人情報処理推進機構 理事長 宛

名 称
代表者氏名 印

専用実施権等設定通知書

「2019 年度 産業サイバーセキュリティセンター中核人材育成プログラムに関する講習等実施・検証業務（IT セキュリティ分野）および制御システムに係る日米演習の設計・実施業務に関する委託契約書」第 22 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権
（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3） 及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

2. 専用実施権等の設定を受けた者
（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）
3. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）
- (1) 契約書第 22 条第 3 項の規定に基づき、独立行政法人情報処理推進機構 理事長の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）
 - (2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）
 - イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため
 - ロ 承認 T L O 又は認定 T L O への専用実施権等の設定であるため
 - ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

記載要領

- (注 1)： 特許法第 77 条に規定する専用実施権、実用新案法第 18 条に規定する専用実施権、意匠法第 27 条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第 16 条に規定する専用利用権、種苗法第 25 条に規定する専用利用権をいう。
著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注 2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注 3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注 4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。